

## 天災その他の不可抗力による損害について (工事請負契約書第29条関係)

### 《山口県工事請負契約書》

#### (不可抗力による損害)

第29条 工事の目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

工事請負契約書第29条の定めにより受注者から発注者へ通知をすべき損害の対象は次のとおり。

#### 工事目的物

土木工事における盛土部分や、コンクリート工事における打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上がっている工事目的物の部分であつて、土地に定着し又は工作物に付合しているものをいう。部分払のための出来形検査を受けているか否かを問わない。

#### 仮設物

工事目的物以外の工作物であつて、工事の施工上の必要性に基づき仮に設置するものをいう。従つて、その定義上、工事現場に設置されていることになる。主なものとしては、請負者の現場事務所、労働者寄宿舍、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切り、仮棧橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い等、仮設足場、コンクリートの仮枠、仮支柱等があげられる。

#### 工事現場に搬入済みの工事材料

工事材料とは、工事目的物を構成する各種の建設資材を指し、木材、砂利、砂、砕石等の天然資材のほか、鋼材、セメント等の基礎資材、コンクリートパイル、ヒューム管等の二次製品、ボード、ガラス、サッシ、電気機器、その他機械器具等の工場製品をも含むものである。

なお、「工事現場に搬入済み」の工事材料についてのみ工事請負契約書第29条の適用があるので、工事現場外の工場、倉庫等にある工事材料(工場製品含む。)あるいは輸送途中における工事材料については、部分払のための出来形検査を受けたものであつても、本条の適用はない。

なお、工事現場は、工事請負契約書第16条に定義される工事用地等よりも広い概念であり、請負者が工事のために工事用地等の近くに確保した場所、工事用地近隣の駐車場等も含むものである。

#### 工事現場に搬入済みの建設機械器具

工事現場に搬入された建設機械器具であり、請負者が所有しているのか、借用しているのかは問わない。